

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六三
- 道路の区域を変更する件 三六三
- 道路の供用を開始する件 三六三
- 臨港地区における分区を指定する件の一部を変更する件 三六三
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件三件 三六四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件二件 三六五
- 採石業務管理者試験を実施する件 三六五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 三六五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三六五

正 誤

- 平成二十五年七月十九日付け定例第二千五百五号中 三六六

告 示

福島県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、柳沢沼地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
- 平成二十五年七月三十一日から（二十日間）

福島県知事 佐藤雄平

同 年八月十九日まで
縦覧の場所
福島市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道中野須賀川線	須賀川市袋田字大橋八五番地先から 同 市袋田字守子五六番一地先まで	A	B	五・〇〇	九七五・〇
		一七・〇	九・八〇	一、一三九・〇	
		A	B	五・〇〇	九七五・〇
		一七・〇	九・八〇	一、一三九・〇	

（道路計画課）

福島県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道中野須賀川線	須賀川市袋田字大橋八五番地先から	平成二十五年七月三二日

同 市袋田字守子五六番一地先
まで

(道路計画課)

福島県告示第五百十六号

臨港地区内における分区を指定する件(平成十七年福島県告示第千二十五号)で小名浜港臨港地区内における分区として指定されたものうち、商港区の区域(いわき市小名浜字辰巳町及び字定西に係る部分に限る。)を平成二十五年八月十三日から次の図のとおり変更する。

なお、「次の図」は省略し、その図面を福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(港湾課)

福島県告示第五百十七号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(都市計画課)

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画臨港地区
 - 2 名称 小名浜港臨港地区
- 二 新たに都市計画に含まれた土地の区域
 - 一 いわき市のうち小名浜字辰巳町の一部の区域
- 三 都市計画から除外された土地の区域
 - 一 いわき市のうち小名浜字辰巳町及び字定西の一部の区域
- 四 縦覧に供する図書
 - 一 縦覧に供する図書
- 五 縦覧場所
 - 一 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百十八号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の

規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画道路
 - 2 名称 三・五・一四二号船引場原木田線
三・五・一四四号船引場館ノ腰線
- 二 新たに都市計画に含まれた土地の区域
 - 一 いわき市のうち小名浜字辰巳町の一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
 - 一 縦覧に供する図書
- 四 縦覧場所
 - 一 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百十九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画緑地
 - 2 名称 七号久之浜防災緑地
- 二 都市計画から除外された土地の区域
 - 一 いわき市のうち久之浜町久之浜字東町の一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
 - 一 縦覧に供する図書
- 四 縦覧場所
 - 一 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人クローバー福祉会
- 三 代表者の氏名
尾股 里香
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富久山町八山田字節上原二番地二百五十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、郡山市及びその周辺の高齢者、障害者、その家族の人たちに対して、地域生活をするために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十九日
- 二 名称
NPO法人あおば
- 三 代表者の氏名
大塚 憲
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、食・住及び自立支援に関する事業を行い、安心して社会参加が出来る生活環境を創造し、社会福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百四十三号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、

第四十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験日時
平成二十五年十月十一日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
南東北総合センター組合会館中会議室（郡山市喜久田町卸一丁目一番一号）
- 三 受験願書の提出期間
平成二十五年八月十六日（金）から同年九月十日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先
最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 五 受験手数料
八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。
- 六 その他
試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八千円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

公告第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十五年七月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称
四時川沿岸土地改良区
- 退任した役員
役別 氏名 住所
理事 坂本 登 いわき市錦町蛭田二五番地

（農村計画課）

公告第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年七月三十日

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

福島県知事 佐藤雄平

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年七月十九日付け定例第二千五百五号中(原稿誤り)

三七〇	上	後ろか	平成二十五年七月二十二日	平成二十五年七月十九日
		ら一四		